

奈良県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
原齒科医院	生駒市真弓一―一八 ディアコート真弓一階	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年三月十日
アイ薬局五位堂店	香芝市五位堂一〇〇七	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年四月一日
アイ薬局田原本店	磯城郡田原本町一三九―一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年四月一日
アイ薬局大和郡山店	大和郡山市朝日町一―五	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年四月一日

なごみ薬局			
大和高田市根成柿一七四	一四	居宅療養管理指	平成二十六
		導	年三月一日